

介護老人保健施設アザリア

入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設アザリア（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、
令和　　年　　月　　日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われた場合は、再度同意書の提出をもって、当施設を利用できるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

施設-16

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、変更を行なう日の1ヶ月前までに説明を行い、上記利用料金を変更することができます。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月16日頃に発行し、利用者及び身元引受人が指定した郵便局若しくは金融機関口座へ翌月27日頃に自動振替にて支払うものとします。但しなんらかの事情により、自動振替ができなかった場合は、翌々月分と翌月分を合算して請求し、自動振替にて支払うものとし、以降同様の手続きを行うこととします。
それ以外のものについては、請求書に基づき窓口で支払うものといたします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則として、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

施設-16

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録等に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の情報管理規定（個人情報保護方針）に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されることから、同意を得たうえで情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑥ 事故発生時に賠償責任判断のための保険会社及び弁護士等への情報提供

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。この場合の医療費などは利用者負担とします。但し、第13条に定める事故の際はその限りではありません。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。この場合の医療費などは利用者負担とします。但し、第12条に定める事故の際はその限りではありません。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び市町村に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「苦情箱」に投函して申し出ることができます。

施設-16

(賠償責任)

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して法律上の賠償責任に基づき損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(虐待防止について)

第 14 条 当施設は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 虐待に関する苦情解決体制を整備しています。
- ③ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

施設-16

<別紙1>

介護老人保健施設アザリアのご案内

(令和4年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 【法人の名称等】

- ・法人名 医療法人 穂仁会（すいじんかい）
- ・所在地 大阪府泉大津市東助松町1-7-1
- ・電話番号 (0725) 21-6616・ファックス番号 (0725) 32-3426
- ・理事長 郡司 知世

【施設の名称等】

- ・施設名 介護老人保健施設 アザリア
- ・開設年月日 平成12年4月24日
- ・所在地 大阪府泉大津市下条町13-10
- ・電話番号 (0725) 20-5770・ファックス番号 (0725) 31-1517
- ・施設長 西郷 憲子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (27500680015号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制（入所）

	基準人員	実人員	業務内容
・医師	1	1.2	診療・健康管理・処置等
・看護職員	10	13	看護・処置・介護等
・介護職員	24	35	介護・生活リハビリ等
・支援相談員	1	3	相談援助・社会的支援等
・理学療法士	2	5	身体評価・リハビリの実施及び指導等
・作業療法士			
・言語聴覚士			
・管理栄養士	1	1	栄養管理・栄養指導等
・介護支援専門員	1	2	施設サービス計画の作成等
・事務職員		3	設備管理・請求等
・その他		4	送迎業務等

(4) 勤務時間

看護職員

日勤（8:45～17:30）夜勤（17:00～翌朝9:00）

介護職員

日勤（8:45～17:30）早出（7:30～16:15）遅出（11:30～20:15）

夜勤（17:00～翌朝9:00）

その他の職員

日勤（8:45～17:30）

(5) 入所定員等

・定員 100名

・療養室 個室 10室、2人室 1室、4人室 22室

施設-16

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂で召し上がって頂きます）
 - 朝食 8時00分から
 - 昼食 12時00分から（明記されている食事時間より前にご準備させていただきます）
 - 夕食 18時00分から
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人穂仁会 原病院
 - ・診療科目：内・外・整形 94床
 - ・住 所 泉大津市東助松町1-7-1
 - ・電 話 (0725) 21-6616
- ・協力医療機関
 - ・名 称 泉大津急性期メディカルセンター
 - ・診療科目：内・外・整・脳・形成・泌・婦・皮 300床
 - ・住 所 泉大津市我孫子97-1
 - ・電 話 0570-02-1199
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 ゆり歯科医院
 - ・住 所 泉北郡忠岡町忠岡北1-3-8
 - ・電 話 (0725) 22-6680

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事

特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事等の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会

原則として午前10時～午後18時30分までです。（やむを得ず、時間外の面会の希望の際は事前にご相談下さい）

施設-16

- ・ 外出・外泊
遅くとも前日までに担当者にお届出下さい。尚、日数制限がございますので担当者へお問合せ下さい。
- ・ 喫煙・飲酒
施設内での喫煙、飲酒は禁止です。
- ・ 設備・備品の利用
施設内や居室の設備等は本来の用途でご使用下さい。これに反したご使用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがありますのでご注意下さい。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
私物については、原則利用者及び身元引受人が管理するものといたします。但し利用者的心身の状況及び身元引受人の事情等により管理困難な場合は事前に協議し、管理办法について決定するものといたします。それ以外の私物の紛失等の場合は責任を負うことはできません。
- ・ 金銭・貴重品の管理
金銭・貴重品の持ち込みは原則お断りしております。施設内での盗難、紛失が生じましてもその責任を負うことはできません。
- ・ 施設外での受診・入院
原則としまして、当施設入所中は他の医療機関等の受診はできません。必要があつて受診する際は、当施設医師の紹介状等の文書が必要です。外泊・外出時等に緊急やむを得ない受診の場合は当施設に必ずご連絡下さい。又、他医療機関に入院加療が必要となった場合は退所扱いとなります。
- ・ ペットの持ち込み
施設内での個人によるペットの持ち込み及び飼育は禁止しております。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災自動通報装置
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階公衆電話横に備えつけられた「苦情箱」をご利用いただくこともできます。

- ①相談窓口 介護老人保健施設アザリア 事務室
TEL 0725-20-5770 fax0725-31-1517
- ②大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ
TEL 06-6944-7106
- ③大阪府国保連合会 介護保険課
TEL 06-6949-5418
- ④泉大津市役所 高齢介護課
TEL 0725-33-1131

また上記ほか、お住まいの各自治体にも相談窓口がございますのでお尋ね下さい

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

**介護保健施設サービスについて
(令和1年10月1日現在)**

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして可能な限り適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

施設-16

3. ご家族さまへ（介護老人保健施設）

介護老人施設は病気を治すことを目的としたところではなく体の機能が低下した高齢者の「障害」を少しでも元へ戻そうとする施設です。例えば、脳卒中後の麻痺のリハビリテーションや、認知症の症状緩和の試みなどがあります。このように病院とは役割が違うことをまずご理解ください。即ちここで扱う問題は病気の治療ではなく“介護”で、介護に疲れたご家族の介護負担を一時的に肩代わりし、家族介護の態勢の立て直しを図ることも重要な仕事の1つです。

①入所されることは「環境の変化」が起こることになります。若い方でもこのような場合には慣れるのに時間のかかることがあります、高齢者によってはパニックに陥ってしまい、身体的变化（運動量の増加・減少）や精神的变化（認知症の顕在化・精神症状の発現）がみられることもまれではありません。しかし、たいていは一過性で1・2週間もすれば落ち着かれるケースが多いです。

②ここでは「自立された生活」をおくっていただくため、自立を尊重します。ご自分でできることを少しでも多くしていただこうと考えています。例えば、転倒やそれに伴う骨折の危険性はあったとしても、歩ける方にはご自分で歩いていただく、という方式をすすめています。手取り足取りの介護は自立の妨げになり、寝たきりになる恐れが出てきます。自立により「自分にもこんな力が残っていたのか」と言う発見をしていただきたいのです。

③上記方針で自立の回復を目指すと、転倒、転落などの事故は避けられないものだと考えていただきたいのです。もちろん施設に過失があつて起つた事故の場合は法律上の賠償責任に基づき賠償いたします。

④より快適な入所生活を送っていただくため、個別の要望を尊重するのが基本的なスタンスですが、持っている介護力には限りがあり、すべてにお応えできるとは限りません。

⑤貴重品や多額の現金は“紛失”的危険があります。いったん「紛失事件」が発生するとたとえ解決しても後の対人関係が壊れ、入所継続が困難になる場合があります。できるだけこのような金品を持たないでください。

⑥職員への贈り物は授受を禁止しております。

⑦利用中の他の医療機関への受診につきましては、介護保険と健康保険による二重受診になり、制度上多くの束縛があります。必ず前もって職員にご相談ください。

その他わかりにくい点などございましたら、職員にお申し出下さい。

入所料金表

<基本型>

多床室（2・4人部屋）の場合			個室（1人部屋）の場合		
要介護度	介護保険料金	個人負担分	要介護度	介護保険料金	個人負担分
要介護度 1	8,144 円	814 円	要介護度 1	7,363 円	736 円
要介護度 2	8,657 円	865 円	要介護度 2	7,836 円	783 円
要介護度 3	9,325 円	932 円	要介護度 3	8,503 円	850 円
要介護度 4	9,869 円	986 円	要介護度 4	9,068 円	906 円
要介護度 5	10,393 円	1,039 円	要介護度 5	9,571 円	957 円
居住費：1日あたり 437 円			居住費：1日あたり 1,728 円		
			特別室料：1,100 円（個室希望の場合）税込		

※上記基本料金は基本型の料金形態になります。施設の取り組みにより、在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰが発生します。その場合は、1日あたり 52 円が追加されます。しかし、1カ月の合計料金には高額介護受領委任の適用により、大幅な増加はありません。予めご了承下さい。

<強化型>

多床室（2・4人部屋）の場合			個室（1人部屋）の場合		
要介護度	介護保険料金	個人負担分	要介護度	介護保険料金	個人負担分
要介護度 1	8,945 円	894 円	要介護度 1	8,092 円	809 円
要介護度 2	9,725 円	972 円	要介護度 2	8,863 円	886 円
要介護度 3	10,413 円	1,041 円	要介護度 3	9,530 円	953 円
要介護度 4	11,009 円	1,100 円	要介護度 4	10,115 円	1,011 円
要介護度 5	11,553 円	1,155 円	要介護度 5	10,680 円	1,068 円
居住費：1日あたり 437 円			居住費：1日あたり 1,728 円		
			特別室料：1,100 円（個室希望の場合）税込		

※上記基本料金は強化型の料金形態になります。施設の取り組みにより、在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱが発生します。その場合は、1日あたり 52 円が追加されます。しかし、1カ月の合計料金には高額介護受領委任の適用により、大幅な増加はありません。予めご了承下さい。

保険外負担料金 ※1日あたりの金額で、皆さん共通の料金です。
食事代：1,580 円（朝 330 円・昼おやつ込 650 円・夕 600 円）※申請により減額対象となります。
日用品費：300 円（シャンプー・リンス・ボディーソープ、マスク等）
教養娯楽費：100 円（折り紙・のり・画用紙・色鉛筆・絵具等）
テレビ使用料：200 円（2階にご入所され、同意書を提出していただいた利用者のみ）
洗濯料金：1 ネット 740 円（ご希望の方は別途お申し込みが必要です）
理美容料金 毎月第 2 土曜日（ご予約が必要です） 下記料金は税込価格となります。
カット：2,300 円 毛染め：4,300 円 パーマ：4,300 円 ※併用時はそれぞれの料金を足して下さい。
顔そりのみのメニューはなく、他のメニューと併用時ののみ 700 円で対応可能となります。

施設-16

<その他加算項目>

加算内容			
加算項目	介護保険料金	個人負担分	説明
□ 初期加算Ⅰ 1日に1回 30日を限度に	616円	61円	急性期医療を担う一般病棟への入院から30日以内に受け入れを行いかつ、施設の空床状況のウェブサイト掲載や地域医療情報連携ネットワーク等を通じての情報共有、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門と定期的に情報共有を行っている場合。
□ 初期加算Ⅱ	308円	30円	入所日より30日間算定となります。
□ 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	2,649円	264円	入所日より3ヶ月以内に個別訓練を実施した場合でかつ、入所時及び1ヶ月に1回以上能力の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、必要時にリハビリ計画を見直している場合、1回のリハビリにつき左記の料金を算定します。
□ 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	2,054円	205円	入所日より3ヶ月以内に個別訓練を実施した場合、1回のリハビリにつき左記の料金を算定します。
□ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ 週3回を限度に	2,464円	246円	退所後生活する自宅等を訪問し、生活環境を踏まえてリハビリ計画を作成し、入所日より3ヶ月間に個別訓練を実施した場合、1回のリハビリにつき左記の料金を算定します。
□ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ 週3回を限度に	1,232円	123円	入所日から3ヶ月間に個別訓練を実施した場合、1回のリハビリにつき左記の料金を算定します。
□ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	544円	54円	Ⅱの内容に加え、口腔衛生管理加算Ⅱや栄養マネジメント強化加算を算定し、関係職種がリハビリ・口腔・栄養等の情報を共有し、必要に応じて計画を見直している場合。
□ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	338円	33円	リハビリの計画書を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用し対応した場合。
□ 栄養マネジメント強化加算 1日1回	112円	11円	低栄養のリスクが高いご利用者に、栄養ケア計画を作成し、食事・栄養状態の観察、食事の調整を実施した場合。
□ 療養食加算 1食6円 1日最大18円	61円	6円	疾病治療の為、医師の指示にて特別な食事を提供した場合。
□ 経口移行加算 3ヶ月を限度 1日1回	287円	28円	経管栄養の方に、経口摂取を進める為の計画書を作成し、それに基づいた支援が行われた場合。
□ 経口維持加算Ⅰ 1カ月に1回	4,108円	410円	摂食障害を有し、誤嚥が認められるご利用者に経口維持を目的とした計画書の作成及び支援を行った場合。
□ 経口維持加算Ⅱ 1カ月に1回	1,027円	102円	上記Ⅰに加え、食事摂取支援の為、食事の観察や歯科医、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった会議を行った場合。
□ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ 1ヶ月に1回	30円	3円	入所時に褥瘡の有無確認と褥瘡発生リスクの評価を行い、厚生労働省に提出し、それらの情報活かして褥瘡管理に関する計画書の作成や、計画書に基づいた褥瘡管理や計画書の見直しを行った場合。

2026/01/01

施設-16

<input type="checkbox"/> 褥瘡マネジメント加算Ⅱ 1ヶ月に1回	133 円	13 円	上記に加え、入所時に褥瘡が有る、または発生リスクがあると判断されたが、褥瘡の発生なく経過または治癒した場合。
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化 加算Ⅰ 1日1回	225 円	22 円	当施設介護職員の 80%以上が介護福祉士資格を有しているもしくは、勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上勤務している場合。
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算 1日1回	246 円	24 円	夜間帯において、ご利用者 20 名に対して職員 1 名の配置を実施している場合。
<input type="checkbox"/> 入所前後訪問指導加算Ⅰ 入所中に1度	4,621 円	462 円	入所前 30 日から入所後 7 日以内に自宅を訪問し自宅退所を目的とした計画を作成した場合。
<input type="checkbox"/> 入所前後訪問指導加算Ⅱ 入所中に1度	4,929 円	492 円	上記訪問及び計画作成に加え、生活機能改善の具体的目標及び退所後の生活に係る支援計画を作成した場合。
<input type="checkbox"/> 試行的退所時指導加算 指導時に1度	4,108 円	410 円	試行的に退所される場合に、退所後の療養上の指導を行った場合。
<input type="checkbox"/> 退所時情報提供加算Ⅰ 情報提供時に1度	5,135 円	513 円	退所後、在宅復帰や社会福祉施設に入所する場合に退所後の主治医に情報提供した場合。
<input type="checkbox"/> 退所時情報提供加算Ⅱ 情報提供時に1度	2,567 円	256 円	退所後医療機関に入院した際、医療機関に対して情報提供をした場合。
<input type="checkbox"/> 退所時栄養情報連携加算 1ヶ月に1回	718 円	71 円	特別食や低栄養状態の方が退所する際、退所後の主治医や担当ケアマネ、入院先医療機関に対して管理栄養士が情報を提供した場合。
<input type="checkbox"/> 入退所前連携加算Ⅰ 連携時に1度	6,162 円	616 円	入所前後に居宅介護支援事業者と連携し、退所後の利用サービスの方針を定めかつ、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供及びサービス調整を行った場合。
<input type="checkbox"/> 入退所前連携加算Ⅱ 連携時に1度	4,108 円	410 円	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供及びサービス調整を行った場合。
<input type="checkbox"/> 訪問看護指示加算 指示書作成時に1度	3,081 円	308 円	退所後訪問看護が必要と判断し、指示書を作成した場合。
<input type="checkbox"/> 口腔衛生管理加算Ⅰ 1ヶ月に1回	924 円	92 円	歯科衛生士が口腔ケアを月 2 回以上行い、また介護職員に口腔衛生の技術的助言・指導を年 2 回以上行った場合。
<input type="checkbox"/> 口腔衛生管理加算Ⅱ 1ヶ月に1回	1,129 円	112 円	上記Ⅰに加え、口腔衛生等の管理に係る計画等情報を、厚生労働省に提出し、当該情報等を活用し対応した場合。
<input type="checkbox"/> 自立支援促進加算 1ヶ月に1回	3,081 円	308 円	医師が医学的評価を行い、その評価の見直し等支援計画等の策定に参加。評価に基づいた専門職種の連携、支援計画に沿ったケアを行い、その評価を厚生労働省に提出し、当該情報等を活かして支援している場合。
<input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算Ⅰ 1ヶ月1回	410 円	41 円	ご利用者毎の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況などに係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。
<input type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算Ⅱ 1ヶ月1回	616 円	61 円	上記に加え、疾病や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合。

施設-16

<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算 I		1ヶ月に1度算定されます。介護度や所得により加算額が変わります。		
<input type="checkbox"/> 外泊時加算 ※外泊は月 6 日が限度となります。	3,717 円	371 円	外泊中も上記加算に加えて居住費をご負担頂きます。 ※ 外泊中にデイケア等在宅サービスを利用された場合は、6日を限度に1日 821 円が算定されます。 その場合、上記加算は算定されません。	
<input type="checkbox"/> 再入所時栄養連携加算 再入所時に 1 回	2,054 円	205 円	入院後の再入所時に特別食などが必要になり、施設及び医療機関の管理栄養士が連携し栄養ケア計画を作成した場合。	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症入所者受入加算 1 日 1 回	1,232 円	123 円	40 歳以上 65 歳未満の認知症を有する方を受け入れ、個別に担当者を定め、ニーズに応じた対応を行った場合。	
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算 7 日限度 1 日 1 回	2,054 円	205 円	認知症の行動や心理症状が原因で在宅生活継続が難しいと医師に認められ、緊急に入所する事が適当であると判断された場合。	
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算 I 1 ヶ月に 1 回	102 円	10 円	排せつに介護を要する原因分析及び、支援計画を作成し、支援を行った場合。また評価の内容を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用し支援した場合。	
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算 II 1 ヶ月に 1 回	154 円	15 円	上記 I に加え、要介護状態の軽減が見込まれるご利用者の排尿・排便の状態に悪化がなく、かつ一方が改善しているもしくはおむつ使用からおむつなしに改善している又は尿道カテーテル留置者が抜去された場合。	
<input type="checkbox"/> 排せつ支援加算 III 1 ヶ月に 1 回	205 円	20 円	上記 I に加え、要介護状態の軽減が見込まれるご利用者の排尿・排便の状態に悪化がなく、かつ一方が改善し、更に尿道カテーテル留置者が抜去される。かつ、おむつ使用からおむつなしに改善している場合。	
<input type="checkbox"/> 所定疾患施設療養費 I 7 日を限度 1 日 1 回	2,454 円	245 円	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪に対し、施設内で検査・投薬等を行い、前年度の治療実績を公表している場合。	
<input type="checkbox"/> 所定疾患施設療養費 II 10 日を限度 1 日 1 回	4,929 円	492 円	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪に対し、感染症対策に関する研修を受講した医師が、施設内で検査や投薬、連携医療機関での検査を基に治療等を行い、前年度の治療実績を公表している場合。	
<input type="checkbox"/> 協力医療機関連携加算 I	513 円	51 円	相談・診療を行う体制や緊急時の入院受け入れ体制を確保している協力医療機関と看護職も交えて会議など連携している場合。	
<input type="checkbox"/> 協力医療機関連携加算 II	51 円	5 円	上記以外の協力医療機関と連携している場合。※協力医療機関 3 要件を満たしていない医療機関との連携時。	
<input type="checkbox"/> 安全対策体制加算 入所時に 1 回	205 円	20 円	外部研修を受けた担当者の配置及び安全対策部門の設置にて組織的な安全対策を実施する体制が整備されている場合。	
<input type="checkbox"/> 緊急時治療管理 1 ヶ月に 3 日限度 1 日 1 回	5,319 円	531 円	入所中に病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合に緊急的に投薬・検査等の治療管理を行った場合。	

施設-16

<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算Ⅰ	739 円	73 円	お亡くなりになる 31 日前から 45 日前迄 1 日に 1 度算定。
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算Ⅱ	1,643 円	164 円	お亡くなりになる 4 日前から 30 日前迄 1 日に 1 度算定。
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算Ⅲ	9,345 円	934 円	お亡くなりになる 2 日前から 3 日前迄 1 日に 1 度算定。
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算Ⅳ	19,513 円	1,951 円	お亡くなりになられた日に 1 度算定。
<input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ イ 1 度のみ	1,437 円	143 円	薬物療法に関する研修を受講した施設医が、処方内容の評価及び調整を入所前の主治医と行い指導し、関係職種と情報共有し、退所時に処方内容等、情報提供した場合。
<input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ ロ 1 度のみ	718 円	71 円	薬物療法に関する研修を受講した施設医が、処方内容変更等を関係職種と情報共有し、退所時に処方内容等の情報提供した場合。※6 種類以上処方されている方。上記も同様。
<input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ 1 度のみ	2,464 円	246 円	上記Ⅰイ又はロに加え、服薬情報等を厚生労働省に提出し、当該情報等必要な情報を活用し処方している場合。
<input type="checkbox"/> かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ 1 度のみ	1,027 円	102 円	上記Ⅰ・Ⅱに加え、入所時より内服薬が 1 種類以上減少した場合。※6 種類以上処方されている方。上記も同様。
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算Ⅰ 1 日 1 回	30 円	3 円	認知症で生活自立度Ⅲ以上の方が全体の 50%以上おり、その利用者 20 名に対し 1 名以上の認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、認知症ケア指導等を目的とした会議を定期的に開催している場合。
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算Ⅱ 1 日 1 回	41 円	4 円	上記Ⅰに加え、認知症介護指導者養成研修終了者を 1 名以上配置し、認知症ケア等指導を実施。介護・看護職員ごとの認知症ケア研修計画を作成し、実施又は実施を予定した場合。
<input type="checkbox"/> 認知症チームケア推進加算Ⅰ 1 ヶ月に 1 度	1540 円	154 円	認知症で日常生活に注意が必要な方が 50%以上おり、認知症の行動・心理症状の予防や早期対応等の指導に係る専門的研修修了者等を 1 名以上配置し、介護職員で対応チームを組み、認知症の行動等の評価や、評価に基づくチームケアの実施、カンファレンスや計画書の作成・見直し等行なっている場合。
<input type="checkbox"/> 認知症チームケア推進加算Ⅱ 1 ヶ月に 1 度	1232 円	123 円	認知症で日常生活に注意が必要な方が 50%以上おり、認知症の行動・心理症状の予防等認知症介護の専門的研修修了者を 1 名以上配置し、介護職員で対応チームを組み、認知症の行動等の評価や、評価に基づくチームケアの実施、カンファレンスや計画書の作成・見直し等行なっている場合。
<input type="checkbox"/> 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 1 ヶ月に 1 度	102 円	10 円	協力医療機関と新興感染症発生時の対応体制を確保し、感染症に連携しながら対応をし、感染対策向上加算等の届出を行った医療機関の院内感染対策に関する研修や訓練に年 1 回以上参加している場合。
<input type="checkbox"/> 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 1 ヶ月に 1 度	51 円	5 円	感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、3 年に 1 回感染者発生時の対応に係る実施指導を受けている場合。
<input type="checkbox"/> 新興感染症等施設療養費 1 ヶ月に 1 度最大 5 日	2464 円	246 円	厚生労働大臣が定める感染症に感染した際、相談・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、入所者に感染対策を行ったうえで、介護保険施設サービスを提供した場合。
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算Ⅰ 1 ヶ月に 1 度	1027 円	102 円	下記Ⅱの内容に加え、テクノロジーの複数導入や職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)を行っている場合
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算Ⅱ 1 ヶ月に 1 度	102 円	10 円	入所者の安全・サービスの質の確保・職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、改善活動や、テクノロジー(見守り機器等)を導入し、1 年に 1 回業務改善効果を示すデーターを提供している場合。

施設-16

前述 10 頁から 14 頁の費用については全て 1 割負担の金額を表記しています。

※介護保険負担割合が 2 割・3 割の方については、料金負担が 2 倍・3 倍になります。

※上記の加算項目に関して、当施設にて発生する項目は一部になります。また、状況によっては変更になる可能性がありますので、その際はご報告させていただきます。

個人情報の利用目的

(平成30年4月1日現在)

介護老人保健施設アザリアでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的等〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －施設広報誌への写真掲載

介護老人保健施設アザリア 入所利用同意書

介護老人保健施設アザリアを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これら的内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

介護老人保健施設アザリア

理事長 郡司 知世 殿 <利用者>
施設長 西郷 憲子 殿 住 所

氏 名 印

<利用者の身元引受人>
住 所

説明者氏名 _____

氏 名 印

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・住 所	〒
・氏 名	(続柄)

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・住 所	〒
・氏 名	(続柄)
・電話番号	

【別紙3 個人情報保護法同意書】

・本人住所	
・本人氏名	
・代筆者氏名	
・カメラ設置	転倒予防のための居室への見守りカメラ設置について 設置可能 • 設置不可 (どちらかに○をつけて下さい)
・写真掲載	広報誌・事例研究会等への写真掲載について 掲載可能 • 掲載不可 (どちらかに○をつけて下さい)